カンボジア

カンボジア王国標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に関する規則 2006 年 7 月 12 日規則第 46 号

目次

第 I 章 総則

第1条 目的

第2条 定義

- 第 II 章 標章登録にかかる一般的要件
- 第3条 様式
- 第4条 書類及び翻訳文の言語
- 第5条 名称、宛先、国籍及び居所の表示
- 第6条 パートナーシップ、会社及び団体の名称の下の署名
- 第7条 代理人による代理
- 第8条 手数料
- 第 III 章 標章の登録拒絶及び無効にかかる手続
- 第 I 節:標章の出願、登録手続及び無効
- 第9条 標章の分類
- 第10条 標章登録出願
- 第11条 標章の複製の提出
- 第12条 標章の翻字及び翻訳文
- 第13条 先の出願の優先権宣言及び翻訳文
- 第14条 先の出願の写し
- 第15条 出願の取下
- 第16条 出願及び出願日の標記
- 第17条 出願に対する異論又は条件付の受理及び聴聞
- 第18条 登録官による出願の拒絶又は条件付受理に対する出願人の異論
- 第19条 出願受理、標章登録、公告及び証明書交付
- 第20条 異議申立
- 第21条 標章の使用又は不使用にかかる宣誓供述書及び証拠
- 第22条 登録の更新
- 第 II 節:団体標章及び登録の無効
- 第23条 団体標章
- 第24条 不使用の理由に基づく無効及び抹消

- 第 III 節:登録、訴訟及び譲渡を促進するための行政手続
- 第25条 送達宛先
- 第26条 名称、宛先又は送達宛先の変更
- 第27条 所有権の変更及びライセンス許諾契約
- 第28条 代理人の指定及びその送達宛先
- 第29条 非就業日
- 第30条 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の抜粋
- 第31条 誤りの訂正
- 第 32 条 聴聞
- 第33条 郵便による伝達
- 第34条 証拠
- 第35条 司法手続外誓約書及び宣誓供述書
- 第36条 管轄当局
- 第37条 公告及び公報
- 第 IV 章 国境措置
- 第 38 条 申請
- 第39条 手数料
- 第40条 申請人の義務
- 第41条 商品保留の拒絶
- 第42条 手続及び時間枠
- 第 V 章 最終規定
- 第 43 条
- 第 44 条

2006年7月12日の規則第64号附属

第1章 総則

第1条 目的

本規則の目的は、カンボジア王国標章、商号及び不正競争行為に関する法律を施行する ために登録、拒絶、代理人、優先権主張、無効及び国境措置にかかる法的手続を定める ことを目的とする。

第2条 定義

本規則に含まれる用語は、附属にいうように解釈される。

第 II 章 標章登録にかかる一般的要件

第3条 様式

登録官は、印刷された様式を無料で提供する。 本規則にいう様式は、商務省の Prakas (宣言) に示す様式とする。

第4条 書類及び翻訳文の言語

出願は、クメール語又は英語によるものとし、出願の一部を構成するか又は法若しくは 本規則に基づいて登録官に提出される書類であってクメール語又は英語以外の言語によ るものには、クメール語又は英語の翻訳文を添付しなければならない。

第5条 名称、宛先、国籍及び居所の表示

- 1. 自然人の名称は、その者の姓及び名により表示する。法人の名称は、公的完全名称により表示する。
- 2. 宛先は、表示された宛先への迅速な郵便配達のための通例の要件を満たすような方法で表示するものとし、かつ、如何なる場合も、(存在するときは)戸番も含め、すべての関連する行政単位から構成されるものとする。宛先にはまた、電話番号及びテレファクシミリ番号も表示するものとする。
- 3. 国籍は、当該者がその国民である国の名称により表示する。法人においては、当該法人の設立法が属する国及び当該法人の登記上の営業所の名称を表示する。
- 4. 居所は、当該者がその居住者である国の名称により表示する。

第6条 パートナーシップ、会社及び団体の名称の下の署名

1. パートナーシップのために又はその代理として署名されるとする書類は、すべてのパートナーの名称を完全に含むものとし、かつ、すべてのパートナー若しくは署名する資格を有する何れかのパートナーであってパートナーシップの代理として署名する旨を確認されているもの又は当該書類に署名する権限を授与されている旨を登録官が認める第三者により署名されなければならない。法人のために又はその代理として署名されるとする書類は、取締役若しくは秘書役若しくは当該法人のその他の役員又は当該書類に署名する権限を授与されている旨を登録官が認めるその他の者により署名されるものとし、かつ、当該法人の印章が付されていなければならない。社団のために又はその代理として署名されるとする書類は、署名する権限を正当に授与されている旨を登録官が認める何れの者も署名することができ、また、当該団体の印章が付されていなければならない。2. 登録官は、必要と認めるときは何時でも、当該書類に署名する権限の授与の証拠を求めることができる。

第7条 代理人による代理

出願するために代理人を指定する委任状は、出願に添付するか又は出願日から 2 月以内 に登録官に提出することができる。指定がこのようになされず、かつ、法第 58 条及び第 59 条並びに本規則第 28 条に従ってなされない場合は、登録手続にかかる如何なる手続措置もとられない。

第8条 手数料

法又は本規則に基づいて生じる事項に関して納付される手数料は、経済財務省及び商務 省の共同宣言に示されているものとする。

第 III 章 標章の登録拒絶及び無効にかかる手続

第 I 節:標章の出願、登録手続及び無効

第9条 標章の分類

登録官は、標章の登録及び公告に関するすべての目的で、1957 年 6 月 15 日のニース協定により採択された「標章登録目的での商品及びサービス国際分類」の最新版を適用する。

第10条 標章登録出願

標章登録出願は、商務省の宣言に定める様式により行い、かつ、出願人又はその正当な 代理人により署名されなければならない。出願は、国際分類の1又は複数の分類中の商 品又はサービスに関する標章登録について行うことができる。

出願の時点での標章の使用は必要としない。

第11条 標章の複製の提出

- 1. 出願には、標章の明確で耐久性がある図による複製であって、8 センチメートル×8 センチメートルを超えないものを当該様式上のスペースに添付しなければならない。標章の複製は、すべての場合において、登録官が必要と認める場合に要求する事項にかかるすべての詳細事項を表現するものでなければならない。かかる事項は、要求される場合は、出願人又は権限を授与されたその代理人により署名されなければならない。
- 2. 1 個の標章の登録にかかるすべての出願について当該標章の 15 の追加の複製を提出する。出願上の標章の見本と追加の見本とは同一でなければならない。
- 3. 登録官は、標章の何れかの複製が不適切であると認める場合は、何時でも、適切な複製を提出するよう要求することができる。
- 4. 図面その他の複製を前記の態様で提供することができない場合は、当該標章の見本又は写しを、現尺又は縮尺で、かつ、登録官が適切と認める様式により送付することができる。

第12条 標章の翻字及び翻訳文

標識がクメール文字又はローマ字以外の文字による語で構成されている場合において登録官が要求するときは、出願様式上の記載及び標章の追加の複製には、かかる語の十分に逐語的な文字、翻字及び翻訳文を添えると共に各語が属する言語を記載するものとする。

第13条 先の出願の優先権宣言及び翻訳文

1. 法第6条にいうように、出願は、パリ条約に規定されるところに従い、出願人又はその前権利者が前記条約の何れかの締約国に提出した先の国内出願又は広域出願の優先権を主張する宣言を含めることができる。この場合、登録官は、出願人に対し、当該先の出願が提出された庁によりその正確性が証明された当該先の出願の写しを(3)に定める期間内に提出するよう要求することができる。出願人又はその前権利者はまた、世界

貿易機関の何れかの加盟国に提出された先の出願の優先権を主張することもできる。

- 2. 法第6条及び本規則第13条(1)に言及して行う宣言には、次に掲げる事項を表示する。
- (i) 先の出願の日付
- (ii)(3)に従うことを条件として、先の出願の番号
- (iii) 先の出願が提出された国又は先の出願が広域出願若しくは国際出願である場合は、この出願が提出された庁及び国
- 3. 出願人が(1)及び(2)にいう宣言の提出時に先の出願の番号をまだ知らない場合は、当該宣言を含む出願が提出された日から3月以内に当該番号を提示するものとする。出願人が自ら管理できない事情により前記の定められた期限を守れなかった旨の証拠を提示した場合は、登録官は、本項にいう期限を3月の追加期間に限り延長することができる。
- 4. (1) に従って複数の先の出願の優先権が主張される場合は、これらの先の出願に関する表示を単一の宣言に含めることができる。
- 5. 法第 6 条及び前記(1)(2)(3)に基づく要件が満たされていないと登録官が認める場合は、上記の宣言は、行われなかったものとみなされる。
- 6. 出願人は、標章登録の前何時でも、前項にいう宣言の内容を訂正することができる。

第14条 先の出願の写し

先の出願の認証謄本を提出するために、登録官による求めの日に開始する 3 月の期間が 出願人に付与される。

第15条 出願の取下

出願の取下は、出願人又はその正当な代理人が署名した宣言書を登録官に提出することにより行う。出願が取り下げられた場合は、出願手数料は払い戻さない。

第 16 条 出願及び出願日の標記

- 1. 登録官は、各出願書類に、現実の受領日並びに KH の文字、斜線、連続番号として付与された少なくとも 5 桁の数字及び出願を受領した年の下 2 桁の数字から構成される連続出願番号を標記する。修正又は後に提出されるその他の書類が異なる日に受領された場合は、登録官は、これらの書類の現実の受領日を標記するものとする。
- 2. (1) に基づいて付与された出願番号は、出願に関するその後のすべての通信において用いるものとする。
- 3. 登録官は、次に掲げる要素が十分かつ適正に受領された場合は出願受領日を付与する。
- (i) 出願人の名称
- (ii) 通信宛先
- (iii) 標章の複製
- (iv) 各分類の商品又はサービスの指定
- (v) 各分類の商品又はサービスにかかる所要の出願手数料
- 4. 登録官は、出願人が出願番号及び出願日を表示して行った出願通知の受領確認を書面

第17条 出願に対する異論又は条件付の受理及び聴聞

- 1. 登録官は、法第 8 条 (a) に従って審査を行い、標章の登録出願に異論を唱えることを決定した場合は、当該異論に当該決定に関連するすべての詳細な情報を添えて出願人に通知すると共に、出願人に対し、出願を訂正するか、登録官に書面で応答するか又は通知の受領日から 45 日以内の聴聞を申請するよう求める。出願人が当該通知に従わない場合は、出願人は出願を取り下げたものとみなされる。
- 2. 登録官は、法第8条(b)に従って審査を行い、訂正、変更、条件、(当該標章の何れかの要素に関する)権利の部分放棄若しくは限定又はその他の条件に従うことを条件として当該出願を受理することを決定した場合は、この決定を書面で出願人に伝達する。出願人は、当該の訂正、変更、権利の部分放棄若しくは限定又はその他の条件に異論を唱える場合は、登録官の通知の受領日から60日以内に聴聞を申請するか又は自己の意見を書面で提出する。出願人は、前記の訂正、変更、権利の部分放棄、若しくはその他の条件に異論を唱えない場合は、登録官に書面で通知し、かつ、これに即して出願を訂正する。出願人が前記のとおりに何れかの方法で応答しない場合は、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。
- 3. 聴聞の請求は、登録官に対して書面で行う。登録官は、当該請求を受領したときは、出願人を聴聞に招致する日の少なくとも1月前に、書面で出願人に通知する。

第18条 登録官による出願の拒絶又は条件付受理に対する出願人の異論

- 1. 登録官が、聴聞した後又は出願人の訂正若しくは意見書を検討した後、なお、出願を拒絶するか又は何れかの訂正、変更、権利の部分放棄若しくは限定若しくはその他の条件に従うことを条件として出願を受理し、出願人がこの拒絶又は条件付受理に異論を唱える場合は、登録官は、拒絶決定を書面で出願人に伝達する。出願人は、この伝達の日から1月以内に、登録官の決定の理由及び登録官がこの決定を下すに当たって用いた言及されている資料を書面で確認するよう登録官に請求することができる。
- 2. 出願人は、出願を拒絶する登録官の決定に対し、決定日から3月以内に商務省審判部又は管轄裁判所に上訴する権利を有する。
- 3. 法第62条に従い、利害関係人は、審判部の決定に対し、決定日から3月以内に管轄裁判所に上訴する権利を有する。

第19条 出願受理、標章登録、公告及び証明書交付

- 1. 登録官は、出願を無条件で受理するか又は出願人が異論を唱えない条件若しくは限定に従うことを条件として出願を受理した場合は、当該標章を登録し、登録証を出願人に交付し、かつ、この登録を公告する。
- 2. 登録官は、登録の連続番号を各標章の登録証に付与する。
- 3. 標章の登録には次に掲げる事項が含める。
- (i) 当該標章の表示
- (ii) 出願番号及び登録番号
- (iii) 登録所有者の名称及び宛先

- (iv) 代理人(存在する場合)の名称及び宛先(v) 出願日及び登録日
- (vi) 優先権が主張されており、かつ、当該主張が認容されている場合は、先の出願が提出された国及び出願番号
- (vii) 標章登録の対象である商品又はサービスの一覧及び国際分類に従いこれらの商品 又はサービスに対応する分類の表示
- 4. 上記(1)に基づく標章登録の公告には次に掲げる事項を含める。
- (i) 出願日及び優先日 (該当する場合)
- (ii) 登録標章の表示
- (iii) 出願番号及び登録番号
- (iv) 登録標章にかかる分類及び/又は商品若しくはサービス並びに国際分類による対応する分類の表示
- (v) 登録標章所有者の名称及び宛先
- (vi) 代理人(存在する場合) の名称及び宛先

第20条 異議申立

- 1. 標章の登録に関連する何れかの者による法第 10 条 (c) に基づく異議申立は、本規則 第 19 条に定める公告の日に開始する 90 日以内に商務省が定める様式により裏付証拠を 添えて行う。
- 2. 法第 10 条 (d) に従い、出願人は、異議申立通知日に開始する 90 日以内に、出願人が出願のために依拠する理由を記載しかつ裏付証拠を添えた答弁書を差し出す。

第21条 標章の使用又は不使用にかかる宣誓供述書及び証拠

- 1. 標章の登録所有者は、登録を維持又は更新するために、標章の登録日の第5回周年日から1年以内に、標章の使用又は不使用にかかる宣誓供述書を提出しなければならない。
- 2. 標章が更新されたときは、標章の登録所有者は、更新日の第5回周年日から1年以内に、使用/不使用にかかる宣誓供述書を提出しなければならない。
- 3. 使用又は不使用にかかる宣誓供述書を商務省の布告により定める様式により作成し、かつ、使用又は不使用にかかる宣誓供述書への裏書のための手数料を経済財務省及び商務省の合同布告に従って納付する。
- 4. 標章の所有者又はその代理人が前記(1)に定めるように当該標章の使用又は不使用にかかる宣誓供述書を提出しなかった場合は、当該登録標章は登録簿から抹消される。

第22条 登録の更新

- 1. 法第 12 条 (b) に基づく標章の登録の更新にかかる申請は、登録の消滅に先立つ 6 月 以内に行うものとし、かつ、当該申請には、登録標章所有者又はその代理人が署名する。
- 2. 更新は、更新手数料を前記(1)に定める期間内又は法第12条(d)に基づいて許容される猶予期間内に納付することにより行う。
- 3. 標章の登録の更新は、登録簿に記録するものとし、かつ、公報において公告する。
- 4. 登録官は登録所有者に更新証明書を交付するものとし、同証明書には次に掲げる情報を記載する。
- (i) 標章の原登録番号

- (ii) 標章の表示
- (iii) 更新日及び消滅日
- (iv) 登録所有者の名称及び宛先
- (v) 代理人(存在する場合)の名称及び宛先
- (vi) 登録標章にかかる商品及びサービスの一覧並びに国際分類に基づく商品及びサービスに対応する分類の表示

第 II 節:団体標章及び登録の無効

第23条 団体標章

次に掲げる条件に従うことを条件として、第9条から第22条までが団体標章に適用される。

- 1. 団体標章の登録出願は、登録出願において当該標章が団体標章と指定されており、かつ、出願人により適正に証明された標章の使用を規律する規約の写しが出願に添付されている場合に限り受理される。出願人が行う証明は、認証を要しない。
- 2. 団体標章の使用を規律する規約においては、当該団体標章が指定される商品又はサービスの共通の特性又は品質及び当該団体標章を使用する者が従うべき条件を定める。規約においては、同規約の規定に従った団体標章の使用の効果的な管理について規定すると共に、当該規約に反する使用に対する適切な罰則を定める。
- 3. 団体標章の使用を規律する規約の写しを団体標章の登録に添付する。
- 4. 第19条(1)に従った団体標章の登録の公告には、登録に添付された規約の要約を含める。
- 5. 当該標章の使用を規律する規約に施された変更の通知は、すべて書面で行う。
- 6. かかる変更の通知は、すべて登録簿に記録する。団体標章の使用を規律する規約における変更は、前記の記録が行われるまでは何らの効果も有さない。変更の要約記録を公に公告する。
- 7. 法第 15 条及び第 16 条との関連での団体標章の使用の関係で、団体標章の登録所有者は、自ら当該標章を使用することができるが、ただし、使用を規律する規約に従って認められた他の者によっても使用されることを条件とする。かかる者による使用は、登録所有者による使用とみなされる。

第24条 不使用の理由に基づく無効及び抹消

- 1. 法第 10 条 (c)、第 13 条及び第 15 条に従い、利害関係人は、90 日の猶予期間が経過しても、また、公報における公告の後でも、標章の登録の無効を請求する権利を有する。
- 2. 法第 13 条 (b) に従い、登録所有者が法第 2 条 (a) 及び第 4 条の条件を満たさなかったときは、登録官は、標章を登録簿から抹消する権限を有する。
- 3. 法第 14 条 (e)、第 22 条、第 23 条及び第 28 条に従い、登録標章所有者又は当該権利を取得した者が当該標章を登録されている原様式とは異なるやり方で使用し、かつ、他人の登録標章の権利を侵害したときは、標章は登録簿から抹消される。
- 4. 法第4条(e)、第14条(e)、第22条、第23条及び第28条に従い、登録標章所有者 又は当該権利を取得した者が以前他人が使用した周知の標識/ラベルと同一又は類似の

標識/ラベルを付加し、かつ、公衆に混同を生じさせたときは、標章は登録簿から抹消される。

- 5. 標章の登録簿からの抹消は、公報において公告されなければならない。
- 6. 抹消決定日に開始する 60 日を超えない期間内における標章所有者又はその代理人の 請求に従い、抹消の理由が使用又は不使用にかかる宣誓供述書を提出しなかったことの みに基づいているときは、抹消された標章を再登録することができる。
- 7. 登録の無効若しくは登録の維持との登録官の決定又は登録標章を訂正する登録官の 決定があった後に、何れかの当事者がこれらの決定に満足しない場合は、その当事者は、 決定日から3月以内に商務省審判部又は管轄裁判所に上訴することができる。
- 8. 法第62条に従い、利害関係人は、審判部の決定に対し、決定日に開始する3月以内に、管轄裁判所に上訴する権利を有する。
- 9. 審判部の構成、管轄権及び紛争解決の手続は、商務省の布告により決定する。
- 10. 法第62条に従い、管轄裁判所への上訴があるときは、登録官は、登録を取り消す若しくは確認する又は登録標章を訂正するべき旨の裁判所の決定に従う。

第 III 節:登録、訴訟及び譲渡を促進するための行政手続

第25条 送達宛先

出願人は、標章登録出願の目的で、カンボジアにおける送達 宛先を登録官に差し出さなければならない。

標章に関係する手続に関わる何人も、カンボジアにおける送達 宛先を登録官に差し出さなければならない。

第26条 名称、宛先又は送達宛先の変更

- 1. 標章登録出願又は登録標章の記録における名称、国籍、宛先又は送達 宛先の変更にかかる請求は書面で行うものとし、かつ、経済財務省及び商務省の合同布告に定める手数料を添える。
- 2. 登録官は、名称、国籍、宛先又は送達宛先の変更にかかる請求に関して措置する前に、 当該変更がもたらされたことの証拠を要求するものとする。
- 3. 名称、国籍、宛先又は送達宛先の変更にかかる請求が認容されるべきである場合は、登録官は、当該出願又は標章の原証明書の記録若しくは登録簿の記録をそれに即して訂正する。

第27条 所有権の変更及びライセンス許諾契約

- 1. 法第 48 条に基づいて許容される所有権の変更にかかる請求は、商務省の布告に定める様式により登録官に行い、かつ、経済財務省及び商務省の共同布告に定める手数料を納付しなければならない。
- 2. 所有権の変更の公告においては、次に掲げる情報を明記する。
- (i)この所有権変更に関係する標章
- (ii) 出願番号及び登録番号
- (iii) 出願日、優先日 (存在する場合) 及び登録日

- (iv) 標章の原所有者の名称及び宛先並びに新所有者の名称及び宛先
- (v) 所有権変更の日付
- 3. 法第 52 条に基づいて記録のために提出されるライセンス許諾契約には、登録証及び委任状の写し並びにライセンス許諾契約の原本又はその認証謄本を添付する。

第28条 代理人の指定及びその送達宛先

正当な代理人の指定は出願人が署名した委任状により行い、かつ、公証若しくは認証されるものとし、また、出願人が複数名いる場合は、各出願人が行わなければならない。 代理人の宛先は、当該代理人を指定した者への通信を送付する送達宛先として扱われる。

第29条 非就業日

何れかの行為を実行するか又は何れかの手続をとるための最後の日が休日に当たるときは、翌日を当該行為を実行するか又は当該手続をとる上で適法とみなす。

第30条 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の抜粋

登録簿の閲覧は許容される。登録官は、利害関係人の書面による請求に基づき、請求された登録簿中の書類の写しを作成し、これを認証する。

第31条 誤りの訂正

登録官は、書面による請求を受領したときに当該請求が満たした要件に従いかつ登録官が適切と認める場合に又は職権により、法第56条に基づく誤りの訂正を行うことができる。行われた各訂正は、すべての利害関係人に書面により伝達されるものとし、かつ、必要と認められる場合は、登録官により公告される。

第32条 聴聞

- 1. 登録官は、紛争の何れかの利害関係人又は両当事者が、聴聞の実施を請求した場合は、何れかの決定を下す前に、聴聞を手配する。当該聴聞の請求は、登録官への申立の提出又はその裏付書類の提出の日の1月前又は後に行わなければならない。前記期間内に聴聞の請求がなされなかった場合は、登録官は、法又は本規則により登録官に与えられている自由裁量権限に基づき、聴聞なしに自らの決定を下すか又は必要と認められるときは聴聞のために紛争当事者を招致することができる。
- 2. 登録官は、聴聞の請求を受領したときは、聴聞日について、少なくとも7就業日前に、 聴聞を請求した当事者及びその他の利害関係人に書面で通知する。

第33条 郵便による伝達

- 1. 郵便により登録官に送付された何れかの通知、出願又はその他の書類は、これらの書類が登録官庁により受領された日に差し出されたか又は提出されたものとみなす。登録官は、これらの書類を受領したときは、番号を付与しかつ受領の日を記録することによりこの到達を直ちに記録して、これらの書類の受領の証拠として用いられるようにする。
- 2. 前記(1)は、第16条に反する場合は出願日の付与には適用されない。

第34条 証拠

- 1. すべての証拠は、司法手続外誓約書又は宣誓供述書により提出されなければならない。
- 2. 登録官は、何れか特定の事件について適切と考える場合は、その他の証拠に代えて又は追加して供述証拠を取ることができ、また、証人が自己の宣誓供述書又は司法手続外誓約書に基づいて反対尋問されることを認容するものとする。

第35条 司法手続外誓約書及び宣誓供述書

司法手続外誓約書又は宣誓供述書は、領事又は公証人若しくは公認弁護士の面前で作成されなければならない。

第36条 管轄当局

法第35条、第37条、第38条、第42条及び第46条にいう管轄当局とは、経済財務省関税・内国消費税局、商務省の輸出入検査・取締局 (CAMCONTROL と呼ぶ) 及び内務省の管轄警察をいう。

第37条 公告及び公報

標章及びその他の手続の詳細並びに法又は本規則に基づいて公告することを要するその他の情報は、登録官の指示に従い、公報において公告する。

第 IV 章 国境措置

第38条 申請

- 1. 法第35条及び第36条並びに商品及びサービスの品質及び安全に関する法律の規定に 従い、登録標章所有者若しくは使用権者又はその代理人は、偽造と申し立てられている 商品の検査手続を保留するための申請を関税・内国消費税局又はCAMCONTROL 局に提出す る権利を有する。
- 2. 経済財務相及び商務省は、本規則施行から30日以内に、施行されている法律に基づく申請様式及びその他の必要事項の発表に関する合同布告を発出する。
- 3. 申請は、受領確認の日から60日間有効とする。申請人は、期間満了日の前又は後に、保留及び検査が依然必要な場合は申請を再提出しなければならない。

第39条 手数料

申請の際は、経済財務省及び商務省の合同布告に定める手数料を納付しなければならない。

第40条 申請人の義務

法第35条、第36条及び第38条にいう義務のほか、申請人は、保留された商品を保管するための運搬手段及び倉庫について責任を負う。倉庫は、港湾敷地内又は施行されている法律及び規則に従って管轄当局が決定し管理する輸出入場所の近傍に所在しなければならない。侵害商品を破棄する経費は原告が負う。

第41条 商品保留の拒絶

関税内国消費税局及び/又は CAMCONTROL 局は、同局が法及び本規則の規定に従って課した要件を申請人が満たさなかった場合に限り、検査のための商品の保留を拒絶する権限を有する。

第42条 手続及び時間枠

関税内国消費税局及び/又は CAMCONTROL 局が取る手続の正式手続及び時間枠は、法第 10 章及び本規則の規定に従って設ける。

第 ₹ 章 最終規定

第 43 条

本規定に反する如何なる規定も取り消すものとする。

第44条

閣僚会議庁担当大臣、商務大臣、経済財務大臣、関係する各大臣、各長官、各機関は、 本規則をその署名の日から有効に施行するものとする。

2006年7月12日の規則第64号附属

カンボジア王国標章、商号及び不正競争行為に関する法律の施行に当たり 本規則に含まれる用語は、次に掲げるように解釈される。

- (i) 「法」とは、2002年2月7日の王国法令第NS/RKM/0202/06号により公布された標章、商号及び不正競争行為に関する法律をいう。
- (ii) 「拒絶」とは、出願人が出願した標章の登録の登録官による拒絶をいう。
- (iii) 「異議申立」とは、標章の登録が公報において公告されてから 90 日以内の、登録官の決定に対する異議申立をいう。
- (iv) 「上訴」とは、登録官の最終決定又は審判部の最終決定に対する上訴をいう。
- (v) 「無効又は取消」とは、登録官による登録標章を取り消す決定をいう。
- (vi) 「使用又は不使用の宣誓供述書」とは、登録標章の所有者又はその代理がその登録標章の使用又は不使用に関して行った宣言をいう。
- (vii) 「宣誓供述書」とは、標章の取消、登録の維持又は登録標章権の侵害に対する措置等何らかの行動をとることを登録官に請求する申請に添付する確認状をいう。
- (viii) 「却下」とは、標章の出願又は登録に関する登録官の予備的な不同意をいう。
- (ix) 「登録官」とは、商務省知的財産局局長をいう。
- (x) 「聴聞」とは、登録官が決定を下す前に原告の上訴を検討するために登録官が設ける会合をいう。